

## 令和8年度 松前町スマイル応援補助金募集要項

### 1 目 的

松前町総合計画に掲げる「生活満足度の高いまち」の実現に向けて、町民が主体的に取り組む「まちづくり事業」、「ものづくり事業」及び「資格取得事業」に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、地域づくりを担う人材の育成と、地域資源の掘り起こしに資することを目的とする。

### 2 概 要

町民からの企画提案事業を募集し、書類審査（必要に応じてヒアリング）を行い、松前町スマイル応援補助金交付要綱（平成30年松前町訓令第8号。以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金を交付する。

### 3 対象となる事業

応募は、1事業区分につき1事業のみとし、補助対象者の要件を満たす下記の事業とする。いずれの事業も年度末（3月31日）までに完了するものとする。ただし、資格取得事業で2カ年度にわたるもの（受講と試験が別な年度など）は対象とし、それぞれの年度にかかる分を応募できるが、1つの資格取得につき「5 交付金額」に掲げる補助金の限度額を上限とする。

事業区分		内容
(1)まちづくり事業	ア 新規イベント創出事業	町内において、これまで開催されていない又は、概ね5年以上開催されていないイベントであって、多くの町民が参加できる交流イベントを主催するもの
	イ イベント魅力向上事業	自らが主催する既存イベントに新たな催しを導入し、事業の魅力向上を図るもの
	ウ イベント参入事業	町内の既存イベント（さくらまつり等）へ主催者と協力して、新たな催しの開催や出展をするもの
	エ 町民交流事業	町内において、町内外から参加するスポーツ大会の開催や、世代間交流の場の創出や、新たな魅力の発見や発信、将来の担い手確保につながる職業体験を行う等
	オ その他の事業	まちづくりに関する講演会や研修会の主催等、ア～エに該当しないが、まちづくりに寄与するもの
(2)ものづくり事業	ア 新商品開発事業	新商品等や新メニューを開発し、商品化又はサービスの提供につなげようとするもの（お試し販売あり）
	イ 商品魅力向上事業	既存商品等の改良を行い、商品等の魅力向上を図るもの
	ウ 新商品提案事業	新商品等のアイデアを関連事業団体等へ提案し、商品化又はサービスの提供につなげようとするもの

(3) 資格取得事業

仕事上におけるスキルアップやランクアップを図るため、資格取得にチャレンジする費用の1/2以内の10万円を限度に補助する。

※ 本人負担額は2万円を下限とし、2万円以下の経費については当該補助金の対象とならない。

本人負担額については、事業主が一部又は全額を負担することができる。(事業主応援)

<事業主応援>

従業員の資格取得が事業の拡大や経営改善、後継者育成に通じ応援いただける場合は、応援状(任意様式)を提出し、本人の負担を軽減することができる。

○事業主応援をする場合

- 1 事業主は、応援状を提出し、費用から当該補助金分を控除した残りの額の1/2以上を応援すること。(全額も可)

対象となる資格

- 1 仕事に生かせるスキルアップにつながるもの
- 2 仕事に生かせるランクアップにつながるもの
- 3 町内での就労に生かせるもの

上記1～3のいずれかに該当する資格を対象とする。

<資格の例>

■車の運転免許

(業務で必要とする場合のみ。原則二輪は除く)

■車両系建設機械免許

■フォークリフト運転免許

■介護関係の資格

■福祉関係の資格

■飲食業関係の資格

■危険物取扱免許 など

※ あくまでも例ですので、一度お問合せください。

#### 4 補助対象者

補助金の交付対象者は、事業区分ごとに次の要件を満たす団体（者）とする。

事業区分		要件
(1) まちづくり事業	ア 新規イベント創出事業	町内に住所を有する団体で、まちの活性化につながる事業であること。
	イ イベント魅力向上事業	
	ウ イベント参入事業	
	エ 町民交流事業	
	オ その他の事業	
(2) ものづくり事業	ア 新商品開発事業	町内に住所を有する団体又は町民で、資源の掘り起こし、サービスの向上につながる事業であること。
	イ 商品魅力向上事業	
	ウ 新商品提案事業	
(3) 資格取得事業		<p>町内に住所を有する事業所に勤めている町民で、町内で就労することを原則とし、人材育成や担い手の確保につながる事業であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請日以前から松前町に住民登録があり、町税等の滞納がないこと。</li> <li>2 交付決定後も町内での就労を希望し、定住する意思があること。</li> </ol> <p>※ 申請日から3年以内に自己都合により転出した場合は、原則交付済補助金を返還すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 町内の事業所で就労又は就労予定であること。</li> </ol> <p>※ 事業主証明必須</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 他の奨学金等の利用がないこと。</li> </ol>
<p>&lt;共通要件&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 団体は、2人以上の者で組織する団体であること。ただし、未成年で構成する団体は、保護者又は教員等が1名以上含まれていること。</li> <li>② 政治的又は宗教的活動を目的としない団体（者）であること。</li> <li>③ 公の秩序又は善良の風俗に反しない団体（者）であること。</li> <li>④ 個人は、補助金交付申請時に町税及び使用料等の滞納がないこと。（団体の代表者も同様）</li> </ol> <p>※当該補助金以外の助成等を受けている事業は対象外とする。</p>		

## 5 交付金額

補助金額の限度額、単位及び交付率は次のとおりとし、補助対象経費のうち、この基準に照らし、選考委員会で決定された額とする。

※要望する額から減額される場合もあります。

事業区分		補助金の額			
		上限額	下限額	交付単位	交付率
(1)まちづくり事業	ア 新規イベント創出事業	30万円	10万円	千円未満 切捨て	10/10 以内
	イ イベント魅力向上事業	10万円	5万円		
	ウ イベント参入事業	30万円	10万円		
	エ 町民交流事業	30万円	5万円		
	オ その他の事業	30万円	10万円		
(2)ものづくり事業	ア 新商品開発事業	30万円	10万円		
	イ 商品魅力向上事業	30万円	1万円		
	ウ 新商品提案事業	15万円	1万円		
(3)資格取得事業 ※1つの資格取得につき、2カ年度にわたる場合は、 2カ年度でこの上限額となります。		10万円	5千円		1/2 以内

## 6 対象経費

事業を行うために必要な直接経費を対象とする。(詳細は別紙参照)

ただし、領収書等支払いしたことの証明書類がない場合は、対象外とする。

なお、補助対象者が課税事業者の場合は、補助対象経費から消費税及び地方消費税の額を除外する。

・まちづくり・ものづくり事業

項目	対象となる経費
賃 金	事業実施のため、一時的に人員を雇用するための経費
報 償 費	講師、専門家等への謝礼等
旅 費	講師等の交通費及び宿泊費（原則として実費相当額とする。）
消 耗 品 費	事業実施に必要な消耗品
食 糧 費	事業実施に必要な賄材料費（会議等の食糧費を除く。）
燃 料 費	作業時に必要な機材、車両等の燃料費
印 刷 製 本 費	ポスター、チラシ、資料等の印刷経費
通 信 運 搬 費	事業の実施に係る連絡等に要する郵便料等
保 険 料	参加者等に係る保険料
使用料及び賃借料	会場使用料及び車両、機材等の借上料
原 材 料 費	事業実施に必要な材料等

備品購入費	事業実施に必要と認められる備品（費用の3/4以内を補助）
その他経費	町長が適当と認めたもの

・資格取得事業

項目	対象となる経費（資格取得事業）
受講料	資格取得に必要な講座等の受講料
教材費	資格取得に必要な教材費
受験料	試験等の受験料
登録料	資格の登録費用 ※ 最終的に資格取得とならない場合は対象外
旅費	受講・試験会場までの交通費（往復） ※ 原則松前町から最も近い会場とする。（実費相当額） ※ 原則1行程あたり5万円を上限とする。
その他経費	町長が適当と認めたもの

※ 上記対象以外の参考書の購入や、趣味性の高いものは対象外。

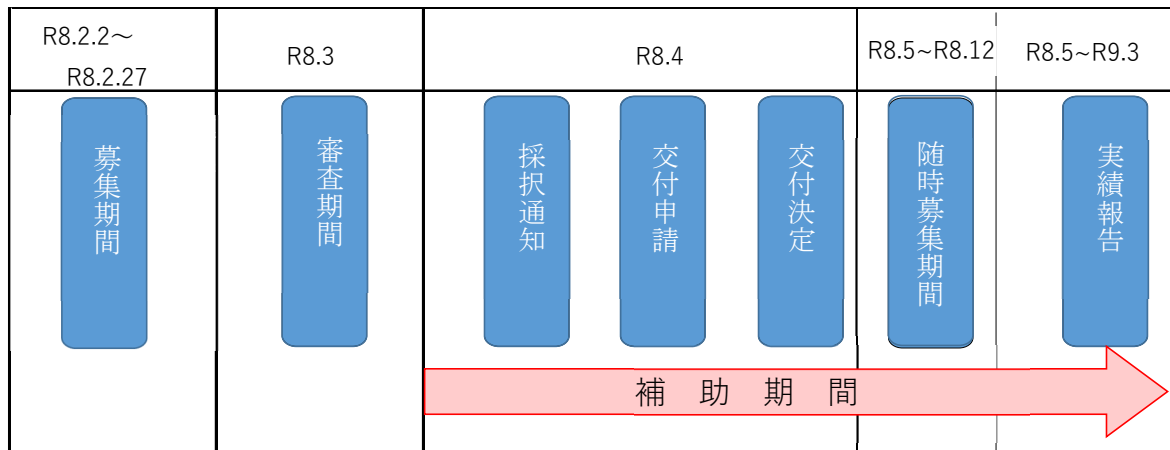
7 やむを得ない理由により事業を中止した場合の措置

第3項に規定する（1）及び（2）の事業で、やむを得ない理由により、事業の中止を余儀なくされた場合の事業遂行上、すでに支出済み又は支出負担行為済みで取り消しのできない経費は、採択された補助金額の範囲内において、事業を中止した場合でも補助対象経費として取り扱うことができるものとする。

ただし、自己の責めによるものと認められる事業の中止はこの限りではない。

8 補助期間

令和8年度分



※ 補助事業完了後、速やかに実績報告書を提出してください。

11 応募方法

応募は、企画提案書（様式第1号）に必要書類を添付の上、提出してください（郵送可）。

なお、提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

- (1) 募集期間：令和8年2月2日（月）～令和8年2月27日（金）
- (2) 随時募集期間：令和8年5月1日（金）～令和8年12月28日（月）
- (3) 提出書類：・企画提案書（別記様式第1号）

- ・事業計画書（別記様式第2号）
- ・収支予算書（別記様式第3号）
- ・その他町長が必要と認める書類

(4) 提出部数：1部

(5) 提出先：松前町役場 政策財政課  
〒049-1592 松前郡松前町字福山 248 番地 1

(6) その他：①応募に関する費用については、応募者の負担とさせていただきます。  
②採択されなかった場合においても、当該応募に関して町に対し一切の費用請求はできないものといたします。  
③随時募集については、月末までに(3)を提出するものとします。

## 12 審査方法

(1) 審査：企画提案に応じて、町職員等で構成する選考委員会において、書類審査（必要に応じてヒアリング）を実施し審査する。

(2) 審査基準：次の項目を審査の基準とする。

項目	審査基準
実現性 (サクラサク)	事業実施が確実に見込める計画で、無理のない収支計画となっているか。
波及効果 (笑顔輝く)	地域間の交流が促進され、その効果が町内全域に及ぶものであるか。又は、地域資源のさらなる活用が期待されるものであるか。
持続性 (住みたいまちへ)	松前町総合計画の基本計画に沿ったものであるか。 今後、町内で単独での継続的な事業の展望が見込めるか。

(3) 選考結果：文書にて通知します。

## 13 補助金等交付申請

前項の審査において選考された団体等（以下「交付団体等」という。）は、交付要綱による補助金の交付申請を行っていただきます。

## 14 情報公開

交付団体等については、事業実施の当該年度又は翌年度に開催する「まちづくり研修会」で事業報告を行っていただくことがあります。

また、当該補助金の「公正性」、「透明性」を高めるとともに町民のまちづくり参加の促進に資するため、企画提案書及び事業実績書等を、町広報誌及び松前町ホームページで公表させていただきます。

## 15 お問い合わせ先

松前町役場 政策財政課 政策推進係  
〒049-1592 松前郡松前町字福山 248 番地 1  
Tel：0139-42-2275（代表）内線 259 / Fax：0139-46-2048

## 企 画 提 案 書

事業名			
事業区分	1 まちづくり事業	ア	新規イベント事業
		イ	イベント魅力向上事業
		ウ	イベント参入事業
		エ	町民交流事業
		オ	その他の事業
	2 ものづくり事業	ア	新商品開発事業
		イ	商品魅力向上事業
		ウ	新商品提案事業
	3	資格取得事業	
	補助金 利用回数	1 新規	・

申請者	団体名又は 個人・会社名			
		(代表者	) (構成員数	名)
連絡先 (担当者)	住 所	松前町字		
	氏 名			
	電 話 番 号		F A X 番 号	
	メールアドレス			

添付書類	1	事業計画書 (別記様式第2号)
	2	収支予算書 (別記様式第3号)
	3	団体の場合は会員名簿、規約その他団体の活動内容が分かる書類 (任意様式)
		資格取得の場合は、事業主証明 (参考様式)

## 事業計画書

団体名等 \_\_\_\_\_

### 1 企画提案事業名

--

### 2 事業の目的等

目 的	
内 容	
効 果	

#### 備考

- 「内容」には、「いつ、どこで、誰を対象に〇〇を開催する」、「地域資源の〇〇を使って、〇〇を開発する」、「事業主からの応援があり〇〇免許を取得する」などを箇条書きで記入すること。また、既存事業は、これまでとの相違点や新たな工夫点について記入すること。
- 「効果」には、今後どのように発展していくかを箇条書きで記入すること。

### 3 事業期間

着 手	年 月 日	完 了	年 月 日
-----	-------	-----	-------

## 収 支 予 算 書

団体名等 \_\_\_\_\_

企画提案事業名

--

収入

(単位:円)

区 分	予算額	内 容
町補助金(要望額)		
自己負担金		
合 計		

注1 「区分」には、町補助金、自己負担等を記入すること。

2 「町補助金」は、それぞれの事業区分の上限額以内で記入すること。

3 様式の行に過不足がある場合は、適宜、追加又は削除しても差しつかえない。

支出

(単位:円)

区 分	金額		内 容
		補助対象経費	
合 計			

注1 「区分」欄には、募集要項に定める対象経費の項目を記入すること。

2 「内容」欄には、支出内容や算出根拠を記載すること。また、補助対象外経費がある場合は、その内容を記載すること。

3 収入の合計額と支出の合計額が同額となるように記入すること。

4 様式の行に過不足がある場合は、適宜、追加又は削除しても差しつかえない。